

40歳～74歳
のみなさまへ

平成20年
4月から

新しい 健診・保健指導が はじまります!



新しい健診や保健指導になぜ変わるの？

近年、私たちの生活は便利で豊かになってきましたが、その反面、高カロリーの食事や運動不足、不規則な生活習慣などで、心疾患、脳血管疾患などを発病する重要な危険因子である、高血圧症、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病やその予備群が増え続けています。

今まで、市（保健センター）で実施してきた老人保健法に基づく基本健康診査は、個別の病気の早期発見・早期治療が目的となっていました。

新しい健診では、メタボリックシンドローム（メタボ）の該当者やその予備群の方に早くから保健指導を行い、増え続ける生活習慣病を食い止めることを目的とします。そのため、国民健康保険や健康保険組合などの医療保険者ごとに、40歳から74歳までの年齢層の方に対して、メタボ予備群やその該当者を見つけるための健診・保健指導を実施することが義務づけられました。この健診・保健指導を、特定健康診査・特定保健指導といいます。

今まで



これから



1 新しい健診・保健指導は医療保険者が実施します

平成20年度から、40歳から74歳までの方は、加入している医療保険者が行う特定健康診査・特定保健指導（特定健康診査等）を受けることになります。

市の国民健康保険に加入している方で、勤務先が実施する職場健診を受ける方以外は、市の国保が実施する特定健康診査等を受けることになります。職場の健康保険に加入している方やその被扶養者は、加入している医療保険者が実施する特定健康診査等を受けることとなります。

※75歳以上の方は、後期高齢者医療制度による後期高齢者医療健康診査を受けることになります。

